

# CALE NEWS

Center for Asian Legal Exchange  
名古屋大学法政国際教育協力研究センターニュースレター

## ▶ 今号の記事

### ■ 特集 新規海外拠点設置

- 名古屋大学法政国際教育協力研究センター長 小畑郁 … 2頁
- 名古屋大学大学院法学研究科特任講師 瀬戸裕之 … 4頁
- ラオス国立大学法律政治学部長 ヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ … 5頁
- 弁護士 平石努 … 6頁
- 名古屋大学大学院法学研究科特任講師 新地真之 … 7頁

### ■ TOPICS

- 名古屋大学を退職するにあたって … 8頁
- 名古屋大学理事・副総長/元(第3代)CALEセンター長 鮎京正訓
- 2013年度「法整備支援の研究」全体会議報告 … 10頁
- 名古屋大学大学院法学研究科教授 鈴木将文
- 名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授 コン・ティリ

- Campus ASEAN年次会議・学生フォーラムの開催 … 12頁
- 名古屋大学大学院法学研究科准教授 中野妙子

### ■ Campus ASEAN留学報告 … 13頁

- 名古屋大学法学部3年 小田侑哉
- 名古屋大学法学部3年 地上怜奈

### ■ New カンボジア便り … 14頁

- 元名古屋大学大学院法学研究科特任講師 高尾栄治

### ■ 研究報告

- IITP研究報告 … 16頁

- 名古屋大学大学院法学研究科助教 安田理恵
- ウズベキスタン共和国国家行政アカデミー准教授 ジュラベック・ネマトフ

### ■ コラム・行事など

- ウズベキスタン選挙監視団に参加して … 18頁
- 名古屋大学アジアサテライトキャンパス学院長 磯田文雄

# No.34

2015.3.31

# 新規海外拠点設置

## CALEの新海外展開



名古屋大学  
法政国際教育協力研究  
センター長  
小畑 郁

2014年4月より、名古屋大学法政国際教育協力研究センター（以下、「CALE」という。）センター長に就任しました。これまで私は、主に留学生教育を通じて、アジア諸国の法学教育や法整備支援事業に関わってきました。私の専門は国際法であり、アジア法や法整備支援を研究対象とはしてきませんでした。この間アジア諸国の教育・研究活動に携わるなかで、「アジア」という「鏡」を通して、日本の法学が抱える問題に気付かされるが多々ありました。この貴重な経験を、日本の法学のヴァージョンアップにつなげられるのではないかと期待し、日々格闘しているところです。

### ■ 日本法教育研究センターの新展開

これまでご報告している以外に、2013年度には、文部科学省・国立大学改革強化推進補助金「アジアを中心とする国際人材育成と大学連携による国際化の加速的推進」を得て、ミャンマー（2013年6月）、

インドネシア（2014年1月）、ラオス（2014年2月）に日本法教育研究センターを新設しました。

さらに、既存のハノイ、カンボジアセンターに常駐する法学特任講師の定員を、1名から2名に増やし、現地法の研究にも本格的に取り組み始めました。このように、7か国8か所で展開している日本法教育研究センターは、従来の教育中心の活動から、日本法情報の発信と各国法情報の収集・発信といった研究活動にも活動の幅を広げています。今後は、名実ともに教育と研究の両方を担うセンターに成長させたいと考えています。

### ■ アジア法研究機能の充実へ

日本法教育研究センターの研究機能を拡充した背景には、アジア諸国の法を研究する難しさがあります。例えば、判例を分析しようとしても、判例が公開されていない国では、現地の人脈を駆使して情報収集するところから始めなければなりません。テキストベースの研究のみでは不十分であり、ここに現地に拠点がある強みがあります。また、教育面においても、法学講師が一方的に日本法を「教える」のではなく、比較法的な視点を踏まえた講義をするには、現地の法や社会に対する理解が欠かせません。

もちろん、この研究と教育を両立させていくという目標は、それほど容易に達成できるものではありません。

しかしながら、現在現地で活躍している名古屋大学・日本法教育研究センターの修了生たちが心強い味方になってくれています。彼らの人的ネットワークの助けを借りることで、研究と教育のさらなる発展が促進され、その成果が人的ネットワークへと還元されていくという、相乗効果を期待することができます。

研究内容としては、各拠点がそれぞれ取り組む研究以外にも、2015年末のASEAN共同体発足を見据え、地域レベルの法の研究について、センター横断的に取り組んでいきたいと考えています。また、私自身の研究課題にも関連し



インドネシア・日本法教育研究センター開所式（2014年1月）



日本法教育研究センター・ハノイ法科大学共催の行政セミナー  
(ハノイ、2015年3月)

ますが、地域統合と法のハーモナイゼーションについて、東アジアと欧州を比較しながら、共同研究を進めたいと考えています。

### ■ 名古屋大学の海外展開～アジアサテライトキャンパス学院設立

全学の新しい動きとしても、名古屋大学は、各国政府機関の幹部や大学教員などに対して、長期にわたって職場を離れることなく博士号取得を可能とする「アジア諸国の国家中枢人材養成プログラム」をたちあげ、2014年10月、カンボジア、ベトナム、モンゴルにサテライトキャンパスを開設しました。今後、ウズベキスタン、ラオス、ミャンマーなどにも開設する予定です。2014年度は、ベトナムとモンゴルのサテライトキャンパスに各1名の法学専攻の学生が入学し、博士論文の執筆に取り組んでいます。

このような全学の海外展開にあっても、CALEと法学研究科のこれまで構築してきたネットワークがその基礎となっています。法学研究科は、1999年に英語コースを設置し、アジアから多くの留学生を受け入れてきました。これらの大学院修了生の多くが、すでに国家の中枢で活躍しています。また、日本法教育研究センターの修了生の中からも、日本語で論文を書き、博士号を取得した学生がすでに出ており、手

探りで始めた「日本語による日本法教育」の試みが、ようやく実を結び始めています。

### ■ 新棟建設～「アジア法のAGORA」を目指して

CALEのアジアでの教育・研究活動は、日本国内でも高く評価され、文部科学省の助成を受け、新しいCALE棟が建設されることになりました。新CALE棟は、アジア法情報交流の拠点としての広場、すなわち「アジア法のAGORA」として、アジアの法律家、学生、市民の法の交流空間となることをめざします。

新棟は、5階建て5500平米と、現在のCALE棟の20倍以上の面積を有し、カンファレンスホール、講義室、研究室の他にも、中部地区の企業からの寄付金を受け、日本文化の魅力を体験することのできる茶室や庭園が整備されます。さらには、アジアの法や政治に関する文献・資料が開架で利用できる法学図書室の分室を設置します。現地語の文献を数多く備え、アジア研究の知的創造の場であると同時に、利用者のみなさまがアジアの社会をより身近に感じられる出会いの場を提供したいと考えています。

来年初旬には、建物竣工を記念した式典を開催する予定です。新棟でみなさまをお迎えすることを楽しみにしております。



新棟完成イメージ図

# ラオス・日本法教育研究センター開設 「ネットワーク型・協働型」の活動を目指して



名古屋大学  
大学院法学研究科  
特任講師  
(ラオス法学担当)  
瀬戸 裕之

## ■ ラオス・日本法教育研究センターの開設

ラオス・日本法教育研究センター（以下、ラオスセンター）は、名古屋大学がアジア各国に展開している日本法教育研究センターとしてラオス国立大学に設置された8カ所目のセンターである。2013年にラオス側の要望に応じて両大学間でセンター設立に向けた協議が始まり、2014年2月28日に開所式を迎えた。式典には、日本側から濱口道成名古屋大学総長、鮎京正訓名古屋大学理事・副総長、市橋克哉名古屋大学副総長・CALEセンター長（当時）、今里謙文部科学省大臣官房国際課長、磯正人在ラオス日本国大使館代理大使（当時）、武井耕一JICAラオス事務所長（当時）が出席され、ラオス側からスッコンセーン・サイニャルトラオス国立大学学長、コーンシー・セーンマニーラオス教育省副大臣、ポーンメーク・ダーラーローイラオス日本友好協会会長の出席を得て、盛大に行われた。

## ■ 「ネットワーク型・協働型」の活動の重要性

ラオスは、2013年に世界貿易機関（WTO）に加盟し、2015年にASEAN共同体が発足するに際して、外国法の知識を有する法律人材の育成が急務になっている。センターは、①日本語による日本法教育、②日本法とラオス法の情報交換、③名古屋大学とラオス国立大学の間の学术交流の拠点、の3つを活動の柱としているが、特に、「ネットワーク型・協働型」の活動を目指す。

第一に、ラオスセンターが持つ名古屋大学元留学生との「ネットワーク」を活用する。名古屋大学大学院法学研究科は、1999年からJICAの長期研修員制度、人材育成無償支

援事業（JDS）、文部科学省の国費外国人留学生制度によりラオス人留学生を多く受け入れてきた。彼らは卒業後にラオス国立大学法律政治学部長、国会法制局長、最高人民裁判所裁判官研修所長、弁護士会副会長など、国家の中核で活躍している。これら元留学生の方々と協力しながら、法律情報収集、情報交換、並びに共同研究などの「ネットワーク」型の活動を企画する。

第二に、ラオスで先行して活動する各国の法整備支援プロジェクトと「協働」する。JICAは2010年からラオス法律人材育成プロジェクトを実施しており、ルクセンブルグはスウェーデン国際開発協力庁（Sida）のプロジェクトを引き継いで2010年からラオス国立大学法律政治学部を支援している。フランスは、1994年からフランス語による法学教育を学部内で実施している。法情報の交換と人材の育成については、これら各援助機関の専門家のご協力を得ながら活動を行う。すでに、2014年5月からJICAラオス法整備支援の長期専門家をお招きして、学内で日本法に関するオムニバス講義を実施している。さらに、2014年11月に26名の学部生がセンターに入学して日本語を学び始めているが、将来は、専門家のご協力を得ながら、センターの学生が参加する模擬裁判など、「協働」型の活動を企画したいと考えている。

今後、センターが活動を行う上では、各関係機関からのご支援とご協力が不可欠です。関係の皆様には、是非ともご協力をお願いします。

開所式に関する見書調印式  
日本法教育研究センター開所式



ラオス・日本法教育研究センター開所式（2014年2月）

# 教育の質の向上を目指して

## 2020年までのラオス国立大学法律政治学部の発展計画



ラオス国立大学  
法律政治学部  
学部長

ヴィエンヴィライ・  
ティエンチャンサイ

### ■ ラオスの立法状況と法学教育の現状

現在、ラオスは法整備を進めており、これまでに司法分野の法律が42、労働・資源分野の法律が18、文化・社会分野の法律が25、経済・財務分野の法律が25、合計110の法律が公布されている。第7期国会（2011年～2015年）では、新しい法律の制定47、すでに制定された法律の改正42が目標に掲げられており、さらに起草準備委員会によって民法典、刑典の起草が進められている。

法学教育の分野では、ラオス国立大学法律政治学部に加えて、司法省の管轄下に国家法科大学が設置されており、ヴィエンチャン、ルアンパバーン、サヴァンナケート、チャムパーサクで法学高等専門教育が行われ、全国で10,000人以上の学生が学んでいる。法律家の養成は、2011年の第9回党大会で示された「4つの奮闘」政策に基づいたラオス政府の教育政策の課題の一つであり、特に教育の質の向上が重視されている。

### ■ ラオス国立大学法律政治学部における法学教育の発展戦略

ラオス国立大学法律政治学部（以下、FLP）は、ラオス国立大学にある11の学部の1つであり、1986年に司法省管轄下の法律学校として設立され、1997年に教育省管轄下のラオス国立大学の1学部として統合された。現在、学部レベルでは、民法学科、刑法学科、ビジネス法学科、政治学科、国際関係学科が置かれており、修士課程では、法学修士課程、政治学修士課程、国際法修士課程（フランス語）の3つのコースが開設されている。学生数は、全部で1,840名（修士課程56名）、教職員数は、108名（教員89名）である。

FLPは、2011年～2020年の発展戦略計画に10の主要目標を定めており、人材の育成、カリキュラムの改善、教育スポーツ省とASEAN大学間連合（AUN）の基準に従った教育の質の向上、が含まれている。さらに、学術研究の強化、学生の教育環境を整えるための図書館とIT情報システムの改善、国内・外国の機関との法律分野の学術交流・協力を力を入れている。その他に、学生ボランティアグループによる法律相談の提供など、学生の教育と社会貢献、現場実習を兼ねた活動を実施している。いずれにしても、教育の質の向上が、FLPにとって重要課題である。

### ■ ラオス・日本法教育研究センターへの期待

FLPが2020年までの発展戦略目標を達成し、2015年にラオスがASEAN共同体に参加するに際して重要な点は、法学教育が国際的な基準を満たすように発展・強化させることであり、そのために諸外国の協力を得ることである。新たに設置されたラオス・日本法教育研究センター（以下、センター）は、法律を学ぶラオス人学生に、自国の法律、ASEAN諸国の法律、国際法を学ぶだけでなく、日本語で日本法を学習するという選択肢を提供し、将来、日本法研究者、政府機関の職員、あるいはラオスに投資する日本企業の職員として活躍するための知識と能力を磨く場になると確信している。さらに、センターが、日本に留学した元留学生たちの親睦の場、実務の知識と経験の交流の場となることを期待する。



ラオス国立大学法律政治学部・学部長棟

# インドネシア日本法教育研究センターに寄せる大いなる期待 ～ Legal Certaintyと法的予見可能性～



弁護士  
平石 努

私は、2003年から2004年にかけてJICA企画調査員（司法改革支援）としてインドネシアに一年間駐在し、2012年1月からは弁護士としての本拠をジャカルタに移して執務しています。ジャカルタで法的に日系企業の事業活動をお手伝いしていると、インドネシアの法制度、司法制度の脆弱さに苦しめられることも多く、インドネシアにおける法制度、司法制度の向上とそのため日本からの支援に寄せる期待には切実なものがあります。

インドネシアは、Legal Certaintyが低い、法的予見可能性が低いとよく言われます。Legal Certaintyが低いと言われるときは、主に法令の内容や運用が不明確で法令への適切な対応が難しいということを意味しており、法的予見可能性が低いと言われるときは、主に裁判の結果が予測困難だということを意味しているように思われます。これらの2点は重複し関連していますが、いずれも日系企業がインドネシアで事業を行って行くにあたって大きな障害となっています。

インドネシアでは、これまで多くの外資系企業で非居住者外国人取締役が選任されてきましたが、特に法令等の変更があった訳ではないのに、このところ会社の外国人取締役は全て就労許可と滞在許可を取得しなければならないと労働当局や入管当局から指摘を受ける事例が散見されるようになってきました。取締役と会社との間の関係は雇用関係ではなく、また取締役の職務は必ずしもインドネシアに居住していなくても遂行可能と考えられますが、それにもかかわらず、なぜインドネシアの会社の外国人取締役は全て就労許可と滞在許可の取得を要求されるのかについて、会社法、労働法令等を検討してもその法的な根拠は明らか

ではありません。また、取締役は全て居住者でなければならないのか、または非居住者であってもよいが就労許可と滞在許可を取得しなければならないのか、そもそも非居住者が就労許可と滞在許可を取得できるのかなどについて、はっきりしません。法律で明確に定められた要件であればやむをえませんが、当局による法律の恣意的な運用によって、突然、法令違反の指摘を受けて多額の罰金を課されるのでは、安心して長期的な投資を行い事業活動を展開することは難しくなります。

また、インドネシアでは、言い掛かりとしか思えない訴訟を提起されたり、相手方の契約不履行に対して有効な手段がとれなかったり、過激化し時には違法行為にまで及ぶ労働運動にみまわれたりといった局面にしばしば遭遇します。このような際に法制度、司法制度がしっかりしてさえいれば清々粛々と法的手続きにのっとり対応すればよいのですが、法制度、司法が脆弱だとそうはいきません。これらは法的予見可能性の低さを原因とする現象と言えるでしょう。

法律制度、司法制度に関して、日本からインドネシアに対しては、官民から多層的な協力が行われています。インドネシアにおけるLegal Certaintyと法的予見可能性の向上にはたゆまぬ作業が必要ですが、インドネシア日本法教育研究センターには、大学間の協力という特徴を活かして、ぜひ法律学の基礎まで視野に入れた息の長い支援をお願いできればと思います。



インドネシア・日本法教育研究センター ガジャマダ大学法学部共催の会社法セミナーにて（2014年10月、筆者右から三人目）

# ジョコウィ大統領と海洋国家構想



名古屋大学  
大学院法学研究科  
特任講師  
(インドネシア法学担当)  
新地 真之

## ■ はじめに

昨年10月に誕生したジョコ・ウィドド（通称ジョコウィ）大統領は、軍人や富裕層出身というこれまでの大統領と異なる「庶民派」ということで話題になったが、一方で、「海洋」をキーワードに展開している、その国家戦略にも内外から注目が集まっている。所謂、「海洋国家（Negara Maritim）」構想である。

## ■ 海洋国家インドネシア

1万3千以上の島々からなり、領域の約70%を海が占める群島国家インドネシア。ジョコウィ大統領は、選挙期間中から既に政策マニフェストで同構想を掲げており、7月の大統領選勝利宣言の際は「berkembang menjadi poros maritim dunia（世界の海洋の基軸となって繁栄する）」とアピール。10月の就任式でも同構想に言及するという熱の入れようである。

同構想は、太平洋とインド洋の中間に位置するインドネシアの地理的特殊性を活かし、世界の海洋の中心になるという壮大な国家戦略である。国内の港湾を整備し、海上輸送を発展させ、海上物流を強化し、経済成長を目指す。出来上がった物流ネットワークによって、ジャワ島以外の産業を活性化させ、地域間格差の是正にも繋げるというものだ。

## ■ 海洋国家構想の多面性

年7%の経済成長を掲げるジョコウィ政権にとって、海洋国家構想はインドネシア成長戦略の要である。だが、同構想は、経済以外の側面でもインドネシアを大きく変革させる可能性を有している。昨年11月にミャンマーで開かれた東アジア首脳会議で、ジョコウィ大統領は、同構想が5つの柱からなると言及している。

①海洋文化の構築：海洋国家としてのアイデンティ

ティを高め、独自の文化を創造する。

- ②海洋資源の維持・管理：領域内に豊富に存在する海洋資源管理を適切に行い、漁業、水産加工業を振興する。
- ③海洋インフラ強化：港湾インフラを整備し、港からのアクセス道路を建設する。また国内各地域を結ぶ海運ネットワーク整備による物流改善を目指し、そのために造船産業の育成を図る。さらにバリ島やロンボク島をはじめ、海洋をテーマにした観光産業の振興を目指す。
- ④海洋外交：海賊、海洋汚染への対策、領域内での外国船による違法操業の摘発など、海洋権益保護に対する強硬姿勢を示す。海洋交易の活性化など、海洋を巡る問題で関係国との「海洋外交」を重視する。
- ⑤海洋防衛：海洋防衛力、海上警備を強化することなどを目的に海軍の増強を進める。

## ■ むすびにかえて

以上のように、海洋国家構想は、インフラ整備、海運、造船などの経済的側面だけでなく、文化的側面、さらには、外交、安全保障までカバーするという実に多面的なものとなっている。このように多面に亘る政策を実施するため、ジョコウィ大統領は昨年10月、港湾整備や漁業振興など海洋国家政策を統括する海事調整相を新設した。

今後、どのように海洋国家構想を展開し、インドネシアを変革していくのか、世界中がジョコウィ大統領の手腕に注目している。



※外務省ホームページより引用  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hyouka/kunibetu/gai/indonesia/kn3\\_01\\_0001.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryu/hyouka/kunibetu/gai/indonesia/kn3_01_0001.html)

## CALEとともに歩んで一名名古屋大学を退職するにあたって



名古屋大学  
理事・副総長  
元（第3代）  
CALEセンター長  
鮎京 正訓

この3月末で、通算28年間お世話になった名古屋大学を退職し、愛知県公立大学法人理事長という新しい仕事に就くことになりました。これまで私に与えられましたご厚情に、改めて御礼申し上げます。

### ■ 特定領域研究「アジア法整備支援」の頃

この15年間は、CALEとともに歩んだ人生でした。一番大変だったのは、2001年に文部科学省特定領域研究「アジア法整備支援」という大型の科学研究費に採択されてからの5年間の時期でした。第2代CALEセンター長である杉浦一孝先生と苦労を共にしたことが思い出されます。この研究費は、私が研究代表者となり申請したのですが、申請にあたっては、初代のCALEセンター長である佐々木雄太先生に様々なアド

バイスをいただきました。ところがプロジェクトが始まってみると、あれもこれも全て自分で行わなければいけないという気持ちに支配されました。そして、第1回目の「法整備支援全体会議」では、開会の辞からはじまって、司会も全て担当し、挙げ句の果てには懇親会の司会も務め、「こんな大変なことは、もう嫌だ」と思いました。

そうしたところ、懇親会の場で友人の桜木和代弁護士が、なんでも一人でやってはダメよ、と率直に助言をしてくれました。大型研究費代表者の仕事を通じて学んだことは、自分一人でできることは少ない、一人でも多くの仲間に参加してもらうことが大切だ、ということでした。

この大型科学研究費では、外部評価委員という制度があり、法務省特別顧問として活躍されていた三ヶ月章先生に外部委員をお願いしました。三ヶ月先生は、ご講演でも、お話でも、いつもまことにきちんとした先生で、お話になったことがそのまま文章化され活字になっても、全く違和感がないという、演説の達人でした。

三ヶ月先生が私に言われたことで印象的だったのは、「大学人には大学人にしかできないことがある、法律実務家には法律実務家でないといけないことがある。したがって、両者が協力すれば、もっと良い仕事をする事ができる」という名言でした。この教えに従って、私たち名古屋大学CALEと法務省法務総合研究所との協力関係を強化することができました。



法学研究科がアジア法整備支援に取り組み始めた頃（1998年）





佐分先生、ミンさん、ロンさんとともに（ベトナム）

### ■ 「日本法教育研究センター」設立の頃

法学研究科、CALEが行ってきたプロジェクトの中で最も特筆すべきアイデアは、「日本語による日本法教育」というコンセプトに基づく日本法教育研究センターの設立でした。

いまでは、ウズベキスタン、ベトナムなどアジア7カ国に8つのセンターを持っていますが、この卓抜のアイデアを最初に提案したのは、当時、法学研究科長の佐分晴夫先生でした。佐分先生のこのアイデアは、けっして思いつきではありませんでした。それまで、佐分先生は、留学生教育にとっても熱心に取り組んでおられましたが、特にベトナムからの留学生を多数育成しました。その中でも、ヴー・チ・ホン・ミンさんとレ・ティン・ロンさんは、佐分門下の超優等生でした。日本語が流暢なミンさんは、今はベトナムで日本企業に最も信頼される弁護士として活躍していますし、ロンさんは、先般までベトナム司法省の副大臣を務めました。

私の印象では、佐分先生は、この二人を教育、育成する中で、日本に留学してきた学生が、深く日本法に関する知識を身につけるためには、日本語による日本法教育を行う必要があると強く思われたのだと感じています。

### ■ 「アジアのハブ 名古屋大学」をめざして

日本の大学がアジア諸国にどのように関わっていったらよいか、ということが多くの大学の関心事になっています。これについては私もいろいろとこれまでの

経験に基づくアイデアを持っているのですが、しかし、最も重要なことは、この課題に取り組もうとする人自身が、アジア諸国に強い関心を持ち、アジアの人々への共感がないと、いけません。作戦ばかり考えてアジアの人に付き合おうとすれば、すぐに魂胆を見抜かれてしまいます。その点、幸いなことに、CALEをはじめとする法学研究科のアジアプロジェクトは、アジアの友人たちから信頼され親しんでいただくことができました。

この2月には、第5代の現CALEセンター長である小畑郁先生のリーダーシップで、ヨーロッパのヴェニス委員会とアジアの多くの国の憲法裁判所をはじめとする人々が多数来られ、大規模な法整備支援全体会議が開催されましたが、その時に先に触れたような第1回の全体会議のことが、思い出されたのです。

名古屋大学のアジア展開は、濱口道成総長の陣頭指揮で、昨年からのアジアサテライトキャンパスの設立をはじめ、国際開発、医学、環境、農学、教育などの研究科との連携など、CALE設立時とは比べものにならない大規模な展開となってきました。

4月からの本部の新執行部においては、松尾清一新総長のもと、市橋克哉理事・副総長(第4代CALEセンター長)、岡田亜弥副理事、磯田文雄副理事がCALEを支えてくださいます。

したがって、私に、後顧の憂いは全くありません。CALEの一層のご発展を願っています。



ベトナム司法省よりメダル授与（2015年3月）

## アジアの経済統合と知的財産制度の調和への展望 —2013年度「法整備支援の研究」全体会議の第1日目の報告—



名古屋大学  
大学院法学研究科  
教授  
鈴木 将文

2013年度の「法整備支援の研究」全体会議の第1日目は、2014年2月22日（土）、「Whither Harmonization of IP Law?」（「知的財産法を調和すべきか」）をテーマに掲げる国際シンポジウムとして、名古屋大学文系総合館7階カンファレンスホールにおいて開催された。

知的財産制度に焦点を当てたのは、第一に、知的財産法は法整備支援の要請が特に強い法分野であること、また第二に、ASEANが関係する協定やTPP等、アジア諸国を含む地域経済統合の動きが活発化している中で、知的財産制度の調和・統合が現実の政策課題となっていることが背景にある。

シンポジウムは、以下のように3つのセッションにより構成され、国内外の11名の研究者及び実務家による報告が行われた。

セッション1は、「アジアからの視点」をテーマとし、ASEANを含むアジアにおける知的財産制度の調和の現状と展望を明らかにした上で、知的財産法と国際私法の観点から、制度調和に関する法的問題を分析した。具体的には、まず、山本信平氏（東アジア・ASEAN経済研究センター研究部次長）から、知的財産法制度に関するASEANの動きについて“Harmonization of Industrial Property Law in Asia with the focus on ASEAN”と題する報告が行われた。続いて、私と横溝大教授（名古屋大学法学研究科）が、それぞれ、“Harmonization and Divergence of Patent System”、及び“Choice of Forum and Choice

of Law Clauses in International Trademark Transactions”と題する報告を行った。

セッション2は、「EUからの視点」と題し、経済統合が進化したモデル例として、EUにおける制度の調和ないし統一の動向と諸問題について、欧州の研究者からの報告をお願いした。具体的には、Marcus Norrgård教授（ヘルシンキ大学）から“Unitary Patent - Harmonizing Patent Law in Europe?”につき、また、Nari Lee教授（ハンケン経済大学）から“Harmonizing Limitations and Exceptions through Unified Patent Court Agreement in Europe”につき、それぞれ報告をしていただいた。

セッション3では、「今後の展望」として、欧州およびアジアの若手研究者（博士後期課程の学生を含む）から、知的財産制度の国際的側面に関連する個別テーマについて、報告をしてもらった。具体的には、Rosa Maria Ballardini博士（ハンケン経済大学）、Perttu Virtanen博士（ヘルシンキ情報技術大学）、Kelli Larson氏（ハンケン経済大学）、Pamela Loennqvist氏（ヘルシンキ大学）、陳皓芸氏（名古屋大学）、張晶氏（名古屋大学）から、それぞれが取り組んでいる研究の成果の報告が行われた。

本シンポジウムは、丸一日をかけて、上記のように多くの報告を内容とし、また、約70名の聴衆も参加して活発な討論も行われ、充実したものとなった。ASEANが関与する経済統合における知的財産制度の調和に向けた最新動向を知ることができ、かつ、統合が進んだモデルケースとしてのEUの経験を通じて、統合の可能性とそれに伴う具体的課題を理解することができた点、さらに、知的財産制度の調和に関連する論点についての理論的検討の成果を共有できた点において、今後の法整備支援の活動にも大きな示唆を与える有意義な会議であった。

# アジアにおける法整備とガバナンス支援の現状と課題

## —2013年度「法整備支援の研究」全体会議の第2日目の報告—



名古屋大学  
法政国際教育協力  
研究センター  
准教授  
コン・テイリ

2014年2月23日（日）、前日に引き続き、2013年度「法整備支援の研究」全体会議が開催された。第2日目は、全体テーマを「アジアにおける法整備とガバナンス支援の現状と課題」とし、午前と午後の2つのセッションに分けて実施した。

午前のセッション4は、「アジアにおけるガバナンス支援の課題と実践」と題し、最初に私コン・テイリ（名古屋大学法政国際教育協力研究センター准教授）が、総論として、アジア諸国に共通するガバナンス支援の課題について報告した。続いて、各国の現状に即して検討するために、インドネシアおよびミャンマーの事例をとりあげ、インドネシアについては島田弦准教授（名古屋大学大学院国際開発研究科）から、ミャンマーについては國井弘樹教官（法務省法務総合研究所国際協力部・検事）から報告を行った。

この午前中の議論においては、市場経済の導入に伴う法整備のあり方に注目し、途上国における「ガバナンス」に言及する際に最も深刻な課題は「汚職」であることが指摘された。とりわけ「公」権力を行使する権力者が自らを構成している「私」の側面を如何に区別し、「市場経済」に適する「公」と「私」の役割分担が実現できるかという課題がある。インドネシアとミャンマーとが民主化及び市場経済化に向かって法整備を進めている中で、「公的」権力と「私的」自治がどのように役割の棲み分けを行い、同時に自律できるかが注目されている。「ガバナンス」や「汚職」といっても両国の抱えている問題の性質、政治・社会的な環境が当然異なっているなかで、

「法整備」又は「ガバナンス」に対する支援をどのように考えるべきか、そして具体的にどのように行われるべきかについて報告され、現状に基づいて問題整理が試みられた。

午後のセッション5は、「アジアの留学生からみた法整備とガバナンス支援」と題し、本学大学院法学研究科で学ぶウズベキスタン、カンボジア、ベトナム、ミャンマーからの留学生が自ら注目していた「ガバナンス」に関わる課題について報告し、コメントをした後、全体討論を行った。

「ガバナンス」支援が単に「汚職」に対する取り締まりや「法整備」に対する支援にとどまらず、整備された「法」の中身を如何に一般国民にも正確に理解してもらうか、そして外国法や他国の経験をどのように学ぶべきか、さらに上記の「公的」権力と「私的」自治との関係を積極的に調整する役割を担う法曹（とりわけ弁護士）の「資格」及び「能力」に関わる具体的な諸問題が紹介された。それぞれの報告を受けて、「途上国」と一言にまとめても、実は彼らの抱えている課題や問題点は多様であり、したがって「ガバナンス」との関連性を広く捉えながら、具体的な問題整理を行い、一つ一つの課題に丁寧に対応する試みも「ガバナンス」支援における欠いてはならない方法であるとの感想を持った。



セッション5の様子

## Campus ASEAN年次会議・学生フォーラムの開催 —学生たちの大きな成長を実感—



名古屋大学  
大学院法学研究科  
准教授  
中野 妙子

### ■ 年次会議の開催概要

Campus ASEANは、ASEAN地域と日本双方の経済・法・政治・社会・文化に対する共通理解をもった次世代の国際協カリーダーを養成することを目的に、CALE、名古屋大学法学部・法学研究科、国際開発研究科、経済学部・経済学研究科および農学国際教育協力研究センターが共同で実施しているプログラムである。CALEおよび法学部・法学研究科は、ベトナムのハノイ法科大学、ホーチミン市法科大学、カンボジア王立法経大学、インドネシアのガジャマダ大学との間で、学生の短期（約2週間）および長期（約6ヶ月）の受入・派遣を行っている。プログラムの詳細に関しては、本誌33号掲載の宮島良子特任助教（当時）執筆の記事を参照していただきたい。

2014年3月13日から14日にかけて、各国のカウンターパート校から代表者を招き、本プログラムの年次会議が開催された。初日は、午前中に運営委員会および質保障委員会が開催され、2013年度のプログラム実施結果および2014年度の実施計画について報告および議論がなされた後、午後に学生フォーラム（後述）が開かれた。2日目の2国間会議では、各カウンターパート校とより個別的な課題について検討を行った。各校の代表者からは、本プログラムに対する高い期待がうかがわれた。

### ■ 学生フォーラムでの学生たちの活躍

学生フォーラムでは、短期・長期の受入・派遣学生が、それぞれの留学生活について発表を行った。まず驚かされたのは、

学生たちのプレゼンテーション能力の高さである。PowerPointを自在に使いこなし魅力的なスライドを作っていたことはもちろん、日本人学生も、ASEAN地域からの学生も、流暢な英語で自分たちの体験を語っていた。

また、学生たちがそれぞれに、留学生活を経て多くのことを学び、成長したことを感じられたのも、非常に印象的であった。学生たちは、言葉も文化も法制度も異なる社会の中で生活することで、異文化への理解を深めるとともに、自国の文化や社会を見直すきっかけと視角を得ていた。特に、長期の受入・派遣学生は、企業や弁護士事務所でのインターンシップに積極的に参加し、貴重な体験をしたようである。そして、留学生活の中で多くの友人を得、生涯の友情を誓いあう様には、感涙を誘われた。

学生フォーラムは、カウンターパート校の代表者やゲストからも好評を博し、成功裏に幕を閉じた。

### ■ プログラムのさらなる発展へ向けて

2014年3月20日に長期受入学生の修了式を行い、2013年度のキャンパスASEANプログラムは無事にその全過程を終了した。派遣先で提供される英語授業のいっそうの充実、取得単位の相互認定の促進など、取り組むべき課題は様々に残されている。まだ発展途上のプログラムであるが、学生フォーラムで見た学生たちの成長が、このプログラムの意義と重要性を示してくれたと思われる。2013年度中に本プログラムをご支援くださった方々に感謝を申し上げるとともに、より充実した内容のプログラムを提供するために、今後ともいっそうのご協力を賜れるようお願いしたい。



年次会議の様子



学生フォーラムでの集合写真

## 自分を広げる留学

### ■ 現地に馴染む

法整備支援をきっかけにカンボジアに興味を持ち、カンボジアの社会を実際に現地で学びたいと思うようになりCampus ASEAN SENDプログラムに参加しました。現地の友人たちとともにカンボジアの法律や政治、社会問題について学べたことももちろんですが、その国を知るといふ点からは、基礎的なクメール語を使いカンボジアのスローライフな生活に溶け込めたのも意義深いものだったと思います。また、お世話になった友人、先生などカンボジアで得たつながりは今後も大切にしていきたいです。

### ■ 外に出て初めて分かること

現地に馴染んだつもりなのですが、カンボジアに渡ったことで日本や自分というものを見つめ直すことができた面もあります。カンボジアのことを学びに行ったのですが、日本を離れることで日本の文化のみなら



名古屋大学  
法学部3年  
SEND長期派遣  
小田 侑哉

ず日本社会が抱える課題についてより興味を持つようになりました。自分自身についても、自分の目標や適性について考えさせられる機会を多く得ました。

### ■ これからの道

留学中に将来の進む方向を決めようと思っていましたが、帰国後の方が悩みが深くなってしまいました。しかし、この悩みは留学中の様々な出会いや体験により、自分の視野が広がったことの証であると思っています。今後は、日本と、途上国をはじめとした外国の双方に貢献できる人になれるよう努力していきたいです。どの道に進むことになっても、留学中に感じたことは私の土台となることに変わりはありません。

## 遠いようで近かったインドネシア

日本じゃなくても、貧しくても、みんな私と同じように生きている、そんな当たり前なことに気づかされた2週間でした。

### ■ 「貧しさ」とは何かを問い直す

このプログラムを通して、貧しさとは何かを問い直すようになりました。私は心のどこかで貧しい人は可哀相でつらい人生を送っているのだと思っていました。しかし、インドネシアで実際に見たのは、ボロボロの服を着ていてもご近所さんとおしゃべりなどをして楽しそうに生きている姿でした。豊かさには「モノの豊かさ」と「心の豊かさ」があるのだということが身をもって感じられました。また、貧しくても力強く生きている彼らの姿を見て、私ももっと今の自分の環境で精いっぱい生きていこうと思えるようになりました。

### ■ 日本とASEAN

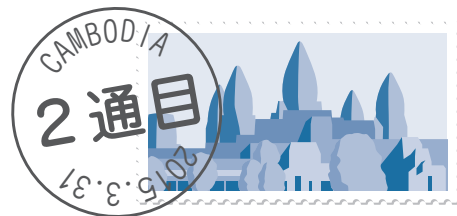
ASEANという存在が私の中でより身近なものになり



名古屋大学  
法学部3年  
SEND短期派遣  
地上 怜奈

ました。外見も似ているし、食文化などからも親近感を感じることは多々ありました。それに、日本にもあるメーカーやお店が立ち並び、ジャカルタなどは街の様子も日本と似ていました。でもよく見ると渋滞がひどかったり、屋台が立ち並んでいたりと、日本と同じではありませんでした。この「似ているけど同じではない」ということが、インドネシアや他のASEAN諸国の長所であるように思いました。日本もASEAN諸国もそれぞれ違う問題を抱えていますが、この共有している文化や共通点を大切にすればお互いに良い刺激を与えられ、ともに成長していけるように思います。そして、その中で私もなんらかの形でASEAN諸国に関わっていけたらと思います。

# New カンボジア便り



## カンボジア特別法廷傍聴記

私は、2012年9月から2014年7月まで、カンボジアの王立法経大学内に設置された日本法教育研究センターにおいて特任講師を務めていた。カンボジアでの生活を振り返ると、様々なことが思い出されるが、ここでは2013年10月18日にカンボジア特別法廷(The Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia) (以下「ECCC」という)を傍聴したときのことを書きたい。

### ■ ECCCの概要

まず、ECCCの概要を紹介する。ECCCは、1975年4月17日から1979年1月6日まで続いた民主カンブチア(クメール・ルージュ体制)の時代に行われた犯罪について、責任者を裁くために2006年に設立された。クメール・ルージュ体制下では飢餓、拷問、処刑及び強制労働の結果、少なくとも170万人が死亡したと言われている。

ECCCは、2003年にカンボジア政府と国際連合の間で結ばれた合意文書を前提としたカンボジア国内法に基づいて設立・運営されている。ECCCの管轄は、時間的には民主カンブチア時代に限定されている。訴追対象者は、民主カンブチアの上級指導者と民主カンブチアの時代に行われた犯罪に最も責任を負うべき者に限定され、審理対象となる犯罪は、①1956年カンボジア刑法の下での拷問、殺人及び宗教的迫害、②ジェノサイド、③人道に対する罪、④1949年ジュネーブ条約の重大な違反などに限定されている。

ECCCはこれまでに4つの事件について捜査や審理を行っている。第1事件は、S-21政治犯収容所(トゥール・スレン)の元所長カン・ゲック・イアウ(通称デュック)に対するものであり、2012年に終身刑の判決が確定している。第2事件では、人道に対する罪、1949年ジュネーブ条約の重大な違反及びジェノサイドを行ったとして4名が起訴され、この内、現在審理

の対象とされているのは、元カンブチア共産党副書記ヌオン・チア、元国家元首キュー・サムファンである。第3事件及び第4事件は捜査段階にあり、まだ裁判は行われていない。

第2事件はさらに細かな単位に分割され、その内の最初の審理(002/01事件)では、民主カンブチア時代に行われた住民の強制移住やポーサット州におけるロン・ノル政府の元構成員の処刑についての審理が行われた。

私が傍聴したのは、002/01事件の審理の中で行われた、共同検察官によるクロージング・ステートメント(最終陳述)であった。これは、証拠の取調べを終えた後に、共同検察官が事件の概要を整理して求刑を述べる手続きである。



カンボジア特別法廷の入口付近



元名古屋大学  
大学院法学研究科  
特任講師  
(カンボジア法学担当)  
高尾 栄治

このクロージング・ステートメントは詳細にわたるものであり、合計3日間にわたって行われた。この内の2日目午後の部分を私は傍聴した。

### ■ 傍聴体験記

ECCCはプノンペンの中心市街地から離れた場所にある。私はプノンペンの中心市街地にある王立法経大学から車でECCCに向かったが、到着まで1時間ほどかかった。

到着後、法廷への入口でパスポートを提示して氏名を記入するだけでECCCの敷地に入ることができた。法廷と傍聴席はガラスで仕切られており、傍聴席からは法廷に立ち入ることができない構造になっている。

私が傍聴席に到着したときは、傍聴席全体の2-3割程度が埋まっている状態であり、傍聴席には数十名のカンボジア人学生の団体や欧米系の外国人の姿が見られた。法廷内を見ると、キュー・サムファンの姿が確認できた。ヌオン・チアについては、健康上の理由により、公判部の決定に基づき法廷の下階の拘置部屋から参加するものとされていたため、傍聴席からその姿を見ることができなかった。

傍聴を通じて最も印象に残ったことは、傍聴者、とくに外国人傍聴者にとってわかりやすくするための工夫が凝らされていたことだった。傍聴席ではヘッドフォンを貸し出しており、クメール語での発言については英語とフランス語の同時通訳を聞くことができた。

共同検察官は、クロージング・ステートメントにおいて、重要な証拠を頻繁に引用していたが、証拠を引用する際にも、傍聴者にとってわかりやすくするための工夫がなされていた。例えば、共同検察官は、クメール・ルージュの最高指導者ポル・ポトとキュー・サムファンの上に緊密な協力関係があったことを示すために、『フェイスング・ジェノサイド』という記録映画におけるキュー・サムファンのインタビューを上映した。

この映像は、傍聴席の前面に設置されたモニターでも、英語字幕つきで映し出された。この映像において、キュー・サムファンは「私は影のようにいつも彼（ポル・ポト）についていていた。」と述べており、私は強い印象を受けた。

また、キュー・サムファンやヌオン・チアがクメール・ルージュ内部における重要な情報の報告を受けていたことを示すために、共同検察官は党幹部向けの電報の配布先リストを提示した。その上で、共同検察官は、リストの中にキュー・サムファンとヌオン・チアが含まれていることを指摘した。この時、傍聴席のモニターには、クメール語で書かれた電報の配布先リストの画像が映された。リストの画像の横部分には、重要な箇所についての英訳と仏訳が記載されていたので、私は内容を明確に理解することができた。

### ■ ECCCの課題

以上の通り、ECCCの審理は傍聴者が円滑に理解できるよう工夫されていたため、私は傍聴を通じてECCCの運営に対して好印象を持った。しかし、ECCCの運営には様々な課題もある。特に重要な課題は、時間と費用の効率化である。2015年1月末の時点で、ECCC運営のために約2.4億ドルが世界各国から拠出されている。日本はその内の約35%を負担しており、最大拠出国となっている。今後、もし第3事件、第4事件の審理が行われることになれば、そのためのコストは膨大なものになる可能性がある。そのため、ECCCには迅速かつ効率的な審理が求められている。

なお、ECCCの法廷審理の様子は、リアルタイムでインターネットを通じて中継され、審理後もホームページで録画や発言全文の書き起こしを見ることができる。英語版ホームページのアドレスは<http://www.eccc.gov.kh/en>である。



名古屋大学  
大学院法学研究科  
助教  
安田 理恵

2013年8月から2か月間、日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム (ITP)」により、アメリカ合衆国ワシントンD.C.のアメリカン大学ロースクール客員研究員として、「医療提供を規律する専門職自主法と行政法との関係性」の研究機会を頂きました。

### ■ ワシントンD.C. 法と政策が生成される地

滞在中の目標は、アメリカ法理解、研究資料収集、研究発信能力向上の三つでした。これら目標の達成にとって、首都という地の利は大きかったと思います。

議会や大統領府、裁判所、行政委員会等の連邦機関、そして、ロビイスト事務所や法律事務所、NGO等の民間機関は、大学・自宅から30分程の所にまとめて位置していました。これらの機関に、サマーセミナーの一環として訪問しました。行政法という点から興味深かったのは、合衆国運輸省で伺った、運輸省が行政立法を定める時の、ロビイストとの時に厳しい交渉の実態と、議会上院国土安全保障委員会で伺った、法律草案作成時のロビイストとの交渉の実態との間に、行政過程か立法過程かという違いがあるにも拘わらず、共通点があることでした。そこには、立法過程に後続するはずの行政過程の中に再び「立法」過程がたち現れていました。

専門職自主法という点から興味深かったのは、自動車企業で伺った、排気ガス規制法令が定立される前に、その企業の自主基準を、制定法令に反映させる試みの実態でした。この企業と同様、自身の研究対象であり、アメリカだけでなくアジア、ヨーロッパ諸国の病院を含む病院の質を保証する第三者認定機関も、ワシントンD.C.に事務所があり、その自主基準や決定を制定法令に反映させる試みをしていました。

行政法と専門職自主法がせめぎあい対立しあるいは接合し浸透していくさまを分析できたのは、この地ならではのでした。行政法と専門職自主法との関係性は、アジアでも、感染症対策やメディカル・ハブ化の領域で焦眉の課題として登場しています。今回得た知見を生かして、今後の、アジアの行政法研究を進めていこうと思います。

### ■ 研究ネットワーク Serendipity (思いがけない幸運)

また、様々な人との研究ネットワークが形成できたことは、想定外の成果でした。

大学では、アメリカ法概説のサマーセミナー (Legal English、立法過程論、憲法、行政法、司法制度論、民事手続法、刑事手続法等々)、行政法の秋学期講義、医療法やグローバル法の臨時セミナー、情報収集や研究発表の方法を学ぶクラス等に参加しました。そして、研究発信能力向上のため、ITPで要求されるものとは別に研究報告をしたところ、アメリカ、ブラジル、ロシア、韓国等の研究者・法曹から強い関心を獲得し、現在も親交が続くこととなりました。

学外では、間借り先の大家さんと一緒に Block Party に行き、これが縁で英語の先生ができました。この他、様々なご配慮や幸運に恵まれ、現地のロースクール生や教授、国際機関や企業関係の現地滞在日本人との知遇を得ました。

滞在中に教わった言葉に、“Serendipity” があります。思いがけない幸運、偶然の幸運を意味します。お世話になった全ての方々に、厚く御礼申し上げます。



Block Party 年一度開催されるご近所での持ち寄りパーティ



# 多様な文化・留学生の大学 —トロント大学留学記—

## ITP 研究報告



ウズベキスタン共和国  
国家行政アカデミー  
准教授  
ジュラベック・ネマトフ

名古屋大学大学院法学研究科博士課程後期課程に在籍中の2014年2月から3月までの2か月間、日本学術振興会「若手研究者インターナショナル・トレーニング・プログラム (ITP)」により、カナダのトロント大学に留学する機会を得て、ソ連法や行政に対する司法審査に関する幅広い研究を行った。

### ■ はじめての英語圏

まず印象に残っているのは、当たり前のことだが、日々の生活において周りのすべての人が英語で話し、買い物や授業などの交流もすべて英語で行われたことである。到着後の数日間は、毎日英会話の授業を受けているような感覚であった。英語圏での滞在は初めての経験であったため、知らないものや慣れないものばかりであったが、人々は皆とても優しく、何かあってもすぐに「excuse me」「pardon」等の表現で謝ってくれて、まるで日本人と接しているようであった。見知らぬ人から天気のことを話かけられたりもした。治安も割とよかったので、徐々に安心感が湧いてきた。

### ■ トロント大学での研究生活

トロント大学のキャンパスは非常に広大であり、中国人、インド人、アラブ系の人等、様々な文化や民族が混ざり合いながら、快適な研究環境の中で質の高い研究が行われていると感じた。多目的の文化センターやスポーツ施設も充実しており、スケートをする機会もあった。

また、私の派遣先であったMunk School of Global Affairs, University of Torontoは、ロシアやウクライナ等旧ソ連構成共和国だけではなく、東ヨーロッパの国々に関する政治的、政策論的、法的研究を行っており、私もそれらのセミナーや報告会等に参加した。

留学中は、現地の学生 (Law School生) と一緒に行政法の授業に参加し、case lawが中心の多様な制度からなるカナダの行政法を学ぶことができた。学部生はおらず、すべて将来法律の専門家になるJDの学生であった。勿論、研究者を目指す学生もいたが、行政法を専門としている学生は少なかった。授業の他にも、毎週アメリカやカナダの他大学から有名な先生や若手研究者を招いて発表予定の論文や著書に関する報告会が開催され、非常によい刺激になった。

また、大学内だけではなく、トロントのadministrative tribunalであるHuman Rights Tribunal of Ontario、Social Justice Tribunals Ontario等に行き、行政分野における様々な事件の聴聞手続についても研究した。

そして、私の受入教員となってくださったProfessor Peter Solomonの研究指導を受けたり、先生の推薦の下、様々な研究者や実務家と会う機会も得た。最終的に、現地で「Shadows of the Soviet Era in Modern Uzbekistan and Russian Administrative Law – Continuity and Transformation in Judicial Review」というテーマで報告会を行い、ソロモン先生の貴重なアドバイスをいただくことができた。

今回の派遣は寒い時期ではあったが、ナイアガラの滝や街中にある公園の美しさを目にしたり、カナダでしか味わえない多くの体験をすることができた。

特定の研究対象国や限られた研究環境に引きこもるのではなく、様々なチャンスをつかみ、世界に飛び出し、色々な人と会って友達になり、様々なことを勉強し、自ら研究成果を発信しシェアしあうことが大切であると分かったことが、今回のカナダ留学の最大の成果であると思う。



Munk School of Global Affairs, University of Toronto

# ウズベキスタン選挙監視団に参加して



名古屋大学  
アジアサテライト  
キャンパス  
学院長  
**磯田 文雄**

私は、2014年12月20日にウズベキスタンで行われた国会議員選挙の選挙監視団の一員としてタシケントを訪問した。選挙運動、選挙のための準備活動及び投票日の投票状況等の監視活動に参加した。「民主主義制度と人権のためのオフィス（ODIHR）」など5つの国際組織と52ヶ国から総計340人以上の監視員が活動を展開した。日本からの監視員は、北大、筑波大、東京農工大の代表を含む計10人であった。海外の選挙監視団に参加するというと、大変な仕事と思う人が少なくない。しかし、世界の各

地からはせ参じた多くの人々と一緒に、ウズベキスタンの未来を形づくっていく仕事であり、意義深い経験であった。

民主主義の基本は、公正、公平な選挙が行われることである。国民から正統な手続きによって選ばれるということが、国家の権力の淵源である。代表制というものが虚構であるとしても、その在り方について様々な議論が行われる。選挙制度及びその運用において、適切に国民を代表しているか、選挙における公平性は担保されているか、政権交代の仕組みが組み込まれているか等様々な論点がある。それは民主的な国造りの過程を踏まえて議論すべきことである。日本において非自民党政権、すなわち、民主党政権が誕生したのはわずか6年前、2009年のことである。

今回の選挙監視活動に参加して感動したのは、選挙に対するウズベキスタンの人々の熱意、誇りである。未来は拓かれつつある。

## CALE外国人研究員紹介

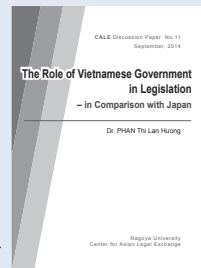


**ファン・ティ・ラン・フォン (Phan Thi Lan Huong) 先生**  
ハノイ法科大学・講師 (ベトナム)

受入期間：2014年4月2日～2014年5月30日

研究課題：ベトナムにおける立法過程での政府の役割—日本との比較

CALE Discussion Paper No.11▶  
2014年9月発行

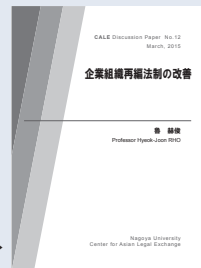


**ノ・ヒョクジュン (Rho Hyeok-Joon) 先生**  
ソウル大学校法学部・教授 (韓国)

受入期間：2014年8月27日～2014年10月30日

研究課題：アジアにおけるビジネス・トラスト

CALE Discussion Paper No.12▶  
2015年3月発行



**キャロル・タン (Carol Tan) 先生**  
ロンドン大学東洋アフリカ研究学院・教授 (イギリス)

受入期間：2015年1月6日～2015年3月31日

研究課題：東南アジアにおける移民家事労働者のための法的枠組み

## 行事(2014年1月～2015年3月) ※抜粋

国内開催

2014年

2/8(土)	「ミャンマー憲法裁判所に関する研究会」 於：名古屋大学・CALE	【招聘者】 ミャ・テイン長官、ラ・ミョ・ヌエ判事、ミョー・チット判事（ミャンマー連邦憲法裁判所）
2/10(月)	講演会「ASEAN Community Building and Post-2015 ASEAN」 於：名古屋大学・CALE	【講師】 AKP Mochtan（ASEAN事務局事務次長） 【参加者】 約50名
2/22(土)～23(日)	2013年度「法整備支援の研究」全体会議 於：名古屋大学・文系総合館カンファレンスホール	【参加者】 1日目：64名、2日目：57名
5/31(土)	キックオフセミナー2014(連携企画「アジアのための国際協力in 法分野2014」) 於：弁護士会館	【参加者】 70名
8/20(水)～22(金)	サマースクール「アジアの法と社会2014」(連携企画「アジアのための国際協力in 法分野2014」) 於：名古屋大学・大学院法学研究科	【参加者】 1日目：36名、2日目41名、3日目：32名
11/10(月)～20(木)	平成26年度JICA国別研修「イラン法制度整備3」 於：名古屋大学・CALE、赤崎記念館、愛知県弁護士会館、名古屋税関、名古屋高等裁判所、特許庁、INPIT、公正取引委員会、知的財産高等裁判所、経済産業省	【研修員】 9名
11/29(土)	法整備支援シンポジウム(連携企画「アジアのための国際協力in 法分野2014」) 於：慶應義塾大学三田キャンパス	【参加者】 47名

2015年

1/27(火)	SOAS, SMLSSK & CALE Joint Workshop on Migration and Pluralism 於：名古屋大学・CALE	【参加者】 32名
2/8(日)	2014年度「法整備支援の研究」全体会議 於：ホテルメルパルク名古屋	【招聘者】 8カ国より17名 【参加者】 87名
2/13(金)	講演会「The Venice Commission Beyond Europe - With Special Focus on ASIA」 於：名古屋大学・CALE	【講師】 Gianni Buquicchio（ヨーロッパ評議会ベニス委員会議長） 【参加者】 約20名

海外開催

2014年

1/12(日)	インドネシア・日本法教育研究センター開所式 於：ガジャマダ大学（インドネシア・ジョグジャカルタ）	【参加者】 約70名
2/28(金)	ラオス・日本法教育研究センター開所式 於：ラオス国立大学（ラオス・ビエンチャン）	【参加者】 109名
3/14(金)～15(土)	第6回カンボジア比較法学会 於：カンボジア国立経営大学（カンボジア・プノンペン）	【参加者】 約100名
6/20(金)	ミャンマー・日本法律研究センター開所1周年記念事業 於：ヤンゴン大学（ミャンマー・ヤンゴン）	【参加者】 91名
9/10(水)～15(月)	CALE-SOAS Asian Comparative Legal Studies Workshop 於：ロンドン大学東洋アフリカ学院（SOAS）（イギリス・ロンドン）	【参加者】 約10名
9/12(金)～13(土)	Vienna Journal on International Constitutional Law・名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）・ヨーロッパ人権裁判所判例研究会共催国際ワークショップ 於：ウィーン経済経営大学（オーストリア・ウィーン）	【参加者】 約40名
10/18(土)	インドネシア・日本法教育研究センター ガジャマダ大学法学部共催会社法セミナー 於：ガジャマダ大学（インドネシア・ジョグジャカルタ）	【参加者】 約80名

2015年

2/28(土)～3/1(日)	第7回カンボジア比較法学会 於：パニヤストラ大学（カンボジア・プノンペン）	【参加者】 約100名
3/17(火)	インドネシア・日本法教育研究センター ガジャマダ大学法学部共催社会保障法セミナー 於：ガジャマダ大学（インドネシア・ジョグジャカルタ）	【参加者】 62名
3/20(金)	日本法教育研究センター（ハノイ） ハノイ法科大学共催行政法セミナー 於：ハノイ法科大学（ベトナム・ハノイ）	【参加者】 約50名

## CALE院生研究協力員紹介

傘谷 祐之	法学研究科	博士後期課程3年
吉田 大輝	法科大学院	3年
筒井 美沙	法科大学院	2年

大野 紗智	法科大学院	2年
服部 香歩	法科大学院	1年
布留谷 望	法科大学院	1年
米村 啓佑	法科大学院	1年

## CALE人事

### 【採用】

研究員	曾根加奈子（2014年 6月 1日付）
事務補佐員	松本由里香（2014年 6月 16日付）
特任講師	篠田陽一郎（2014年 7月 1日付）
特任講師	田丸 祐輔（2014年 7月 1日付）
特任講師	金井 怜己（2014年 7月 1日付）
特任講師	森脇三智子（2014年 7月 1日付）
事務補佐員	今村 栄一（2014年 11月 1日付）
研究員	水谷 仁（2015年 2月 1日付）

### 【退職】

特任講師	金村 久美（2014年 3月 31日付）
------	----------------------

特任講師	高尾 栄治（2014年 7月 31日付）
特任講師	上東 亘（2014年 7月 31日付）
特任講師	桜井千代子（2014年 11月 20日付）
特任准教授	金 彦叔（2015年 3月 31日付）
特任講師	松尾 憲暁（2015年 3月 31日付）

### 【配置換え】

CALEから大学院法学研究科へ	
大河内美紀	教授（2014年 4月 1日付）
中野 妙子	准教授（2014年 4月 1日付）
大学院法学研究科からCALEへ	
定形 衛	教授（2014年 4月 1日付）
佐藤 史人	准教授（2014年 4月 1日付）

## 発行

名古屋大学法政国際教育協力研究センター

〒464-8601 名古屋市千種区不老町

TEL. 052-789-2325 / FAX. 052-789-4902

CALE NEWSのバックナンバーはCALEのホームページでもご覧いただけます

URL <http://cale.law.nagoya-u.ac.jp>

### 「夕日に映えるムラピ山」(インドネシア)

西スマトラ州ブキティンギにあるムラピ山。ブキティンギ(BUKITINGI)は、インドネシア語で「高い丘」を意味し、ミナンカバウ文化の中心地として栄えてきた高原の町である。写真手前の部分には峡谷が広がり、インドネシア有数の観光スポットになっている。

夜になると、山の周囲に漂う霞が町まで下りてきて、吹き抜けになっていたホテルのロビーに白いガスが立ち込め、冷気と共に辺りが神秘的な雰囲気包まれた。

